

特定法人による農地取得事業—構造改革特区— (構造改革特別区域法第24条)

規制改革の内容

特例措置前

※農地法

農地を所有できる法人(企業)は、
農地所有適格法人に限定

特例措置

「農地所有適格法人以外の法人」について、
一定要件を満たす場合に地方自治
体を経由して農地の所有を認める

効果

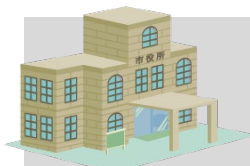
- ・農業の担い手の確保
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・農地の効率的な利用

規制改革の概要



○農地所有者

所有権移転



○自治体

所有権移転

※不適正な利用の
際は自治体に所有
権を移転する契約
を締結



○企業

長期的、安定的な農業経営



担い手不足、遊休農地の解消



6次産業化の促進